各種相談

人権相談・行政相談

問 住民課戸籍・住基・人権グループ ☎62-0561

人権相談・行政相談

▶▶ 人権擁護委員及び行政相談委員による定例相談所

定例相談所：月1回開設

実施場所・日程などについて詳しくは、役場住民課（☎62-0561）にお問い合わせください。

※相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。

人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、地域の皆さんの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための啓発や、人権に関する相談を受けています。

行政相談委員

総務大臣から委嘱され、国や県、町などの仕事や手続き、サービスについて幅広く苦情や相談を受けています。

▶▶ 面談による人権相談

和歌山地方法務局新宮支局

〒647-0043　新宮市緑ヶ丘3-2-64　☎0735-22-2757

▶▶ 電話による人権相談

☎0570-003-110（全国共通人権相談ダイヤル）

令和7年10月1日から相談内容に応じた振り分け機能が導入されています。

自動音声ガイダンスに従い、御相談を希望する人権問題の内容に応じ、番号を押してください。

●女　性　▶1番　●高齢者　▶2番

●障害者　▶3番　●その他の人権問題　▶4番

こどもに関する相談は、フリーダイヤル（0120-007-110）でも受け付けています。

※この電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながります。

▶▶ 面談による行政相談

和歌山行政監視行政相談センター

〒640-8143　和歌山市二番丁3　和歌山地方合同庁舎3階　☎073-431-8221

▶▶ 電話による行政相談

☎0570-090-110（全国共通行政苦情110番）

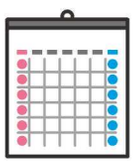
※この電話は、最寄りの管区行政評価局・行政監視行政相談センター等につながります。

悪徳商法や製品事故にあったら…

いざというときの消費者相談窓口

消費者ホットライン（全国統一番号）

188（いやや!）　窓口　国民生活センター





日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります。

※国民生活センターの相談受付時間は、土曜・日曜・祝日ともに10:00～16:00です。

※国民生活センターでは、相談の内容を正確に把握するため、通話を録音しています。

出典元：国民生活センター

届出・手続き・証明

住所変更などの届出

問 住民課戸籍・住基・人権グループ ☎62-0561

▶届出人の本人確認をさせていただきますので、官公署発行の本人確認書類を提示してください。
▶串本町発行の資格確認書などを持っている方は、持参してください。

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届 （町外から引越ししてきたとき）	転入した日から14日以内	☑マイナンバーカード又は前住所地で発行した転出証明書 ☑パスポート（海外から転入する方）
転出届 （町外へ引越しするとき）	転出する前	☑印鑑登録証の返却（印鑑登録をしている方） ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます。
転居届 （町内で引越しするとき）	転居した日から14日以内	☑マイナンバーカード
世帯合併・変更届 （世帯主の変更など）	変更した日から14日以内	

戸籍の届出

問 住民課戸籍・住基・人権グループ ☎62-0561

▶届出人の本人確認をさせていただきますので、官公署発行の本人確認書類を提示してください。

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	☑出生証明書　☑母子健康手帳 ☑マイナンバーカード又は資格確認書（扶養者の）
婚姻届	届けた日に効力が生じる	☑婚姻届書 ☑マイナンバーカード（氏や住所が変わる方）
離婚届	届けた日に効力が生じる	☑離婚届書 ☑マイナンバーカード（氏や住所が変わる方）
死亡届	死亡を知った日から7日以内	☑死亡診断書 ＜その他の手続き＞ ☑資格確認書　☑年金証書　☑印鑑登録証 ☑介護保険被保険者証
転籍届	届けた日に効力が生じる	☑転籍届書

※戸籍に関する届には、上記のほか養子縁組、養子離縁、入籍、認知、氏と名の変更届などがあります。
※戸籍の届出には住所変更の効力はないので、それぞれ転入届、転居届、転出届などを行ってください。
※休日や平日の時間外の届出は、宿直室で受付していますが、住所変更の手続きはできませんので平日の窓口受付時間内にお越しください。

印鑑登録の申請

問 住民課戸籍・住基・人権グループ ☎62-0561

▶印鑑登録できるのは、串本町に住民登録されている15歳以上の方です。(法人は除く。)
ただし、未成年の場合は親権者の同意書が必要です。
また、成年被後見人が、印鑑を登録する場合は、成年後見人が同行し、本人が申請する必要があります。
▶登録できる印鑑は、1人1個です。同じ世帯の方で、同じ印鑑は登録できません。

印鑑登録をするとき

本人が申請

☑登録する印鑑
☑顔写真のついた官公署発行の本人確認書類
(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)

↓ 申請

即日、**印鑑登録証を交付します。**

▶顔写真のついた本人確認書類をお持ちでない方は、「照会」による交付となりますので、即日交付できません。
▶その他に串本町で印鑑登録をされている方を保証人として登録することができます。(保証人が登録証と登録印を持参し、一緒に来庁できる場合は即日交付します。)

代理人が申請

☑登録する印鑑
☑代理人選任届(役場にあります)
☑代理人の印鑑および本人確認書類

↓ 代理申請

役場から本人(登録申請人)宛てに「照会書」を郵送します。

↓ 照会書を送付した日から14日以内

役場へ、以下のものをお持ちください。

☑登録する印鑑
☑回答書
☑代理人の本人確認書類と印鑑

印鑑登録証を交付します。

こんな印鑑は登録できません！

▶氏名以外のものが彫られているもの
▶欠けているもの
▶ゴム印、その他変形しやすいもの
▶印影の大きさが8ミリ以下、または25ミリ以上のもの
▶町長が不適当と認めたもの

登録した印鑑・印鑑登録証(カード)を失くしたとき
※直ちに紛失の届出をしてください。

▶再登録する方法は「印鑑登録をするとき」と同じです。



各種証明書の交付

問 住民課戸籍・住基・人権グループ ☎62-0561

種類	手数料(1通)
戸籍全部・一部事項証明(謄・抄本)	450円
除籍謄本	750円
改製原戸籍謄本	750円
戸籍の附票の写し	300円
身分証明書	200円
戸籍(除籍)記載事項証明書	350円 (除籍は450円)
戸籍届出受理証明書	350円 (上質紙は1,400円)
住民票の写し	300円
住民票記載事項証明	200円
印鑑登録証明書	200円
マイナンバーカード再交付	800円 (電子証明書は別途200円)

※請求時には本人確認が必要です。
※戸籍謄・抄本などは直系の方以外、住民票などは同一世帯の方以外は委任状が必要です。
※印鑑登録証明書の交付申請には、印鑑登録証(カード)が必要です。本人の場合に限りマイナンバーカードでの発行も可能です。(暗証番号の入力が必要)
※証明書の交付は役場と各連絡所(串本町文化センター、和深連絡所、大島連絡所、田原連絡所)の窓口で行っています。
※一部の証明書については、古座郵便局の窓口でも請求できます。

郵便請求

請求に必要なもの	☑請求書(串本町のホームページからもダウンロードできます) ☑手数料分の定額小為替(郵便局で購入できます) ☑返信用の封筒と切手(封筒に切手を貼り、請求者の郵便番号・住所・氏名をはっきり書いてください) ☑本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード〈現住所が確認できるもの〉など)の写し
注意事項	●相続などで請求する場合は、できるだけ詳しく記入(例:「出生から死亡までの戸籍全部」など)し、多めに定額小為替と切手を同封してください(余った分は返送します)。

コンビニでの証明書発行

マイナンバーカードや、電子証明書を搭載したスマートフォンをお持ちの方は、コンビニエンスストアで次の証明書が取得できます。(利用者用電子証明書の数字4桁の暗証番号の入力が必要です。)

住民票の写し　300円
印鑑登録証明書　200円
利用できる時間帯　6時30分～23時

※システムのメンテナンス等で利用できない時があります。



〈広告〉

各種許認可申請・書類作成 承ります!

取扱い業務
●農地転用・建設業の書類作成・提出
(補助金申請などもご相談ください)
●車庫証明・自動車の名義変更
●船舶の名義変更・検査の申請手続

行政書士 海事代理士 にかた事務所
行政書士・海事代理士事務所　二河田浩之
登録番号　第12290260号

[電話]
080-2662-9548
串本町田並976
nikata-jimusyo@zd.ztv.ne.jp